

ライブアシスト訪問介護事業所運営規定

（事業の目的）

第1条 株式会社ライブアシストが開設する訪問介護事業（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、第1号訪問事業（総合事業訪問介護）及び訪問介護サービスの提供を行うことを目的とする。

（運営の方針）

第2条 要介護及び要支援状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ①名 称：ライブアシスト訪問介護事業所
- ②所在地：米子市長砂町300-3

（従業員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数、及び職務内容は、次のとおりとする。

- ①管理者：1名（常勤職員）
管理者は事業所における介護員その他の従業員の管理、業務の実施状況の把握
その他業務の管理を一元的に行うとともに、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- ②サービス提供責任者：2名（うち1名は管理者と兼務）
 - ・利用者等の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、訪問介護計画書を作成し、利用者及びその家族に内容を説明するとともに訪問介護計画書を交付する。
 - ・訪問介護計画の作成後において、実施状況の把握を行い、必要に応じて訪問介護計画等の変更を行う。
 - ・事業所に対する利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。
- ③訪問介護員：4名以上（非常勤職員4名以上）
但し、業務の状況により増員することができる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ①営業日：年中無休とする。
- ②営業時間：午前9時から午後6時までとする。
- ③緊急の場合は常時受付をし、対処する。

(訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 身体介護に関する内容

- | | |
|-----------|---------------|
| ア 食事の介護 | エ 入浴の介護 |
| イ 排せつの介護 | オ 身体の清拭、洗髪 |
| ウ 衣類着脱の介護 | カ その他必要な身体の介護 |

家事援助に関する内容

- | | |
|---------------|-------------|
| ア 調理 | エ 生活必需品の買い物 |
| イ 衣類の洗濯、補修 | オ 関係機関との連絡 |
| ウ 住居等の掃除、整理整頓 | カ その他必要な家事 |

法定代理受領の利用料については1割又は2割又は3割負担分、厚生労働大臣が定める基準
(告示上の報酬額)によるものである。

- 2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収することができる。(1kmあたり20円)
- 3 前項の支払いを受ける場合には、ご利用者様又はそのご家族に対して事前に文書で説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、米子市・境港市・松江市・南部箕蚊屋広域連合管内(南部町・伯耆町・日吉津村)とする。

(その他運営規定についての留意事項)

第8条 本事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務の執行体制についても検証、整備する。

- ① 採用時研修：採用後3ヶ月以内
- ② 継続研修：年2回
- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、株式会社ライブアシストと当事の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 サービス提供中にご利用者様の様態に変化等があった場合には、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等に連絡するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び措置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催
- (6) 虐待の防止のための指針の整備

(業務継続計画の策定等：BCP)

第11条 事業者は、感染症や非常災害の発生時の業務継続計画を策定し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施する。

附 則

この規定は、平成19年4月1日から施行する。

この規定は、平成21年5月7日から施行する。

この規定は、平成22年9月1日から施行する。

この規定は、平成23年2月10日から施行する。

この規定は、平成24年1月1日から施行する。

この規定は、平成25年4月1日から施行する。

この規定は、平成25年6月1日から施行する。

この規定は、平成28年5月1日から施行する。

この規定は、平成28年9月1日から施行する。

この規定は、平成30年5月1日から施行する。

この規定は、平成30年8月1日から施行する。

この規定は、令和元年10月1日から施行する。

この規定は、令和2年12月23日から施行する。

この規定は、令和6年6月1日から施行する。